



未熟児養育医療制度 のご案内



母子保健法に基づき、身体の発育が未熟な状態で生まれたお子さんに対して、指定養育医療機関において入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療の給付を行う制度です。

対象となるお子さん
一関市に居住する乳児で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたもの(1歳未満) ※ 退院後の再入院は対象になりません。
給付の内容
<ul style="list-style-type: none">入院治療に係る総医療費の自己負担分(食事療養費も含む)が公費負担となります。ただし、世帯の所得に応じて一部自己負担があります。高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付します。保険適用外の費用(差額ベッド代・おむつ代・文書料など)は給付対象外です
申請のお手続き
以下の書類を提出してください。 ①養育医療給付申請書(保護者記入) ②養育医療意見書(主治医記入) ③世帯調書(保護者記入) ④課税状況確認の同意書 ⑤対象児が加入する健康保険の記号番号等が確認できるもの ※ 対象児のマイナンバーカードや資格確認書等がまだ発行されていない場合は、扶養義務者(対象児が加入する予定の)加入保険が確認できるもの ⑥ 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(世帯全員分) ⑦ 乳幼児医療費助成の給付申請に係る委任状(保護者記入) ⑧ 生活保護受給証明書(※生活保護を受けている方のみ) ★申請内容を審査し、給付決定となった場合には2週間程度で「養育医療券」を郵送します。届きましたら、速やかに医療機関へ提示してください。
注意点
<ul style="list-style-type: none"><u>入院中の申請が原則</u>です。退院後または医療機関で医療費を支払った後の申請は、受付できません。<u>転院する場合や医療券の有効期間を過ぎても継続して養育医療が必要となる場合には再申請が必要</u>です。

問合せ・申請窓口

こども家庭課おやこ健康係(一関保健センター内) ☎21-5409(係直通)
東部健康推進室(千厩支所内) ☎53-3952
北部健康推進室(大東支所内) ☎72-4087